

## 登録電気工事業者の登録の有効期間の延長について

措置名	登録電気工事業者の登録の有効期間の延長
根拠法（条項）	電気工事業の業務の適正化に関する法律第3条第1項又は第3項
現行法で定められた期限	登録の日から起算して5年
期限の延長期間	令和6年1月1日以降に有効期間が満了するものについて、その期限を令和6年6月30日まで延長する。
対象者	令和6年能登半島地震による災害に際し災害救助法が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の区域に住所を有する者
措置の内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・電気工事業法では、電気工事の適正な実施を確保するため、電気工事を行う事業者に対して経済産業大臣又は都道府県知事への登録を求めている。また、当該登録の有効期間は5年間であり、有効期間満了後も引き続き電気工事業を営もうとする場合には、更新の登録が必要である。</li><li>・令和6年能登半島地震による災害に伴い、登録電気工事業者において登録の更新ができない場合が考えられることから、特例により更新期限を延長するものである。</li></ul>